

(第2号様式)

年 月 日

様

大阪市東淀川区長
(担当 東淀川区役所総務課 (広報・広聴相談・総合企画))

大阪市東淀川区広報紙広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で、申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由
- 2 広告媒体 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」
- 3 掲載期間
- 4 掲載位置
- 5 広告料 金 円 (税込)
内訳：単価×枠数×月数
@ 円× 枠× か月
- 6 掲載条件 裏面の利用条件を遵守してください。

利 用 条 件

(広告の範囲)

第 1 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 大阪市広告掲載要綱第 4 条の規定に定めるもの
- (2) 大阪市東淀川区長所管の広告媒体に係る広告掲載要領第 4 条の規定に定めるもの

(広告料)

第 2 条 広告料は指定期日までに一括前納しなければならない。

(広告料の返還)

第 3 条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第 4 条 広告掲載者は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他区長が必要と認めたとき

(広告掲載者の責務)

第 6 条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。